

相 談 事 例

ID : 04-01-009

相談タイトル

新築した住宅の登記について

Q：ご相談内容

息子と住む予定で、住宅を建てた。今回完成して引き渡しを受けるのだが、不動産の登記が必要といわれた。建築は地元の大工に頼んだところ、登記については自分で手続きをしてもらいたいと言われてしまった。どうしたら良いのか。

A：回答

住宅の建築をされた場合、二種類の登記が必要となります。まずは建てた住宅を建てた場所や構造、床面積を登記する「表示登記」が必要です。この登記は必須であり、土地家屋調査士が実務にあたり、申請をおこなうことが殆どです。

次に所有権の登記をおこなうことが標準的です。必須ではありませんが、他の方にこの家が自分の持ち物であることをわかるようにする登記です。一般には司法書士が実務をおこなっています。

住まいの相談センターでは、特定の土地家屋調査士や司法書士は紹介していませんので、ご自身で探していただくことになります。司法書士か土地家屋調査士にどちらかに依頼すれば、同じ事務所に対応できたり、知合いの士を紹介してもらえることが多いと思います。また、法務局に登録司法書士一覧が準備されていることも多いので、訪れてみても良いかと思います。